

完了検査申請時において添付する

省エネ適合判定対象建築物に係る図書について

完了検査申請時に以下の書類を添付してください。

- ① 省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書（HPに掲載）
（省エネ基準工事監理報告書）
- ② 以下のいずれかの図書
 - ・当初の省エネ適判に要した図書（センター判定の場合は、不要です。）
 - ・設計住宅性能評価書により省エネ基準適合を示す場合
 - ：設計住宅性能評価申請書、設計内容説明書、計算書及び図書等（省エネ基準に係る図書のみ）
 - ・長期使用構造等である旨の確認書により省エネ基準を示す場合
 - ：長期使用構造である旨の確認申請書、設計内容説明書、計算書及び図面等（省エネ基準に係る図書のみ）
- ③ 納入仕様書・品質証明書、施工記録、施工写真等（現場備付）
- ④ 省エネ計画等に係る計画変更手続きを行っている場合
 - ・変更後の計画の省エネ適判に係る省エネ適判通知書、当該省エネ適判に要した図書
 - ・変更後の計画の設計住宅性能評価申請書等、長期使用構造である旨の確認申請書等に要した図書
- ⑤ 軽微な変更説明書（建築物省エネ法上の軽微な変更を実施している場合）
 - ・完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。
 - 軽微な変更の内容については、完了検査申請前に確認が必要です。ので、ご相談ください。
（断熱材、開口部、外皮面積、床面積、設備の変更等。別添の「軽微な変更の各ルートについて」をご確認ください。）
 - 「ルート A」 → 省エネ性能が向上する変更又は性能に影響しない変更
 - 「ルート B」 → 一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更
 - 「ルート C」 → 再計算によって基準適合が明らかな変更
 - ※ルート C に該当する軽微な変更については、登録省エネ判定機関等から「軽微変更該当証明書」の交付を受ける必要があります、時間を要しますので、ご注意ください。